

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが企業価値増大のための経営体制を規律するものと認識しております。コーポレート・ガバナンスによる企業価値の増大を担保するため、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主重視の透明で公正な経営システムの構築、維持に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 - 4】

当社の株主構成は海外投資家の株式保有比率が3%未満(2018年7月31日現在)であることから、議決権電子行使プラットフォームの使用や、招集通知の英訳は行っておりません。今後、海外投資家の株式保有比率の推移等を勘案し、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3 - 1 - 2】

当社は、現状、海外における事業展開がなく、また株主に占める海外投資家の株式保有比率も低いため、英語での情報の開示・提供は行っておりません。今後海外投資家の株式保有比率の推移等を勘案し、必要に応じて英語での情報の開示・提供を検討してまいります。

【補充原則4 - 1 - 3】

当社の代表取締役社長である井村優は、2013年4月の社長就任以来、「Give&Give&Give(全ての人に最高の付加価値を届け続ける)」の精神で、お客さまに最高の価値をご提供し続けられることが、企業の使命であり社会における存在価値であると考え、これまでに培ってきた商品開発力や製造技術力を礎に大きな転換を図ってまいりました。

当社では、最高経営責任者等の後継者の計画についての監督は、取締役会における重要な責務と考えておりますが、現状においては後継者計画(プランニング)の策定は行っておりません。今後、最高経営責任者等の後継者の計画(プランニング)の策定につきましては、その要否も含めて必要な時期を見据えて検討を行ってまいります。

なお、最高経営責任者等を支える役員や管理職の育成は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための重要な課題であると認識し、組織の持続的成長と発展の牽引役を担う次世代幹部の育成・選抜を目的に、事業所長クラスの従業員を対象にした次世代経営幹部研修を継続的に実施しています。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は独立社外取締役1名を選任しており、独立社外取締役は、独立した視点から取締役、監査役及び執行役員との意見交換や提言等を頻繁に行うなど、客観的な立場で経営に対する監督の実効性を十分に発揮しており、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するよう、その役割・責務を果たしております。

現段階において、社外監査役2名を加えた社外役員3名により、独立した立場と視点からの経営の監視及び監督は十分に機能していると判断しておりますが、今後のガバナンス体制の更なる強化を目的として、事業規模の更なる拡大など必要に応じて独立社外取締役の増員を検討してまいります。

【補充原則4 - 8 - 1】

当社の社外取締役は現時点で1名ですが、取締役会や常務会への出席以外にも、経営陣をはじめ幹部社員との対話を通じて業務執行状況をより正確に把握し、客観的な立場で情報交換・認識共有を図ることにより取締役会における議論に積極的に参加することで会社に貢献しております。なお将来的に独立社外取締役が複数選任された場合には、必要に応じて独立社外者のみを構成員とする会合を定期的開催するなど、体制の整備を検討してまいります。

【補充原則4 - 8 - 2】

当社の独立社外取締役は現時点で1名ですが、原則4 - 8及び補充原則4 - 8 - 1に記載のとおり、経営陣との連絡・調整や監査役又は監査役会との連携に係る体制は適正に確保されております。なお、将来的に複数の独立社外取締役が選任された場合には、必要に応じて独立社外取締役の互選による筆頭独立社外取締役の決定など適切な体制整備を検討してまいります。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の独立性の判断基準を独自に策定・開示してはおりませんが、独立社外取締役の選任につきましては、東京証券取引所が定める独立性の基準に従っております。また、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割や、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待でき、株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考え方として、独立社外取締役を選任しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、取引先との安定的かつ長期的な取引関係の維持・強化を目的として株式を保有しております。その保有の合理性につきましては、当該投資先の中長期的な企業価値の推移や当社との関係性、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを総合的に判断した上で定期的に見直しを行い、保有の意義が薄れたと判断した株式につきましては適宜縮減を進めております。この結果、政策保有株式の銘柄数は、コーポレートガバナンス・コード施行前事業年度末(2015年1月末)の25銘柄から前事業年度末(2018年1月末)には19銘柄に減少しております。なお、保有・売却状況につきましては、常務会において確認しております。

保有株式に係る議決権行使に際しましては、議案の内容を検討し、株主価値向上に資するか否かという観点から総合的に判断しております。具体的には、株主価値が大きく毀損されるような事態や社会的な不祥事等コーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合には反対票を投じます。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役会規則により、会社との競業取引及び会社と取締役間の取引につきましては、取締役会での審議・承認を要することとしており、取引を行った取締役は、その取引につき重要な事実の取締役会への報告を義務付けております。なお、取締役・監査役及び執行役員に対し、「関連当事者と当社及び連結子会社との取引に関するアンケート」による実態調査を年1回実施し、利益相反取引を網羅的に管理する体制を構築しております。関連当事者情報につきましては、会社法及び金融商品取引法その他の法令並びに東京証券取引所が定める規則に従って、適切に開示を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 当社はウェブサイトにおきまして、社是、長期経営基本方針並びに企業行動憲章を開示しております。

(社是、長期経営基本方針：<https://www.imura.co.jp/company/policy.html>)

(企業行動憲章：<https://www.imura.co.jp/company/charter.html>)

(2) 当社は、コーポレート・ガバナンスを企業価値増大のための経営体制を規律するものと認識しております。コーポレート・ガバナンスによる企業価値の増大を担保するため、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主重視の透明で公正な経営システムの構築、維持に取り組んでおります。

(3) 取締役の報酬の額は、株主総会により承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会から諮問を受けた、社外役員が過半数を占める任意の指名・報酬委員会において業績、株主配当や従業員賃金との均衡、社会情勢などを考慮の上、審議を行い、取締役会において決定しております。

(4) 取締役候補につきましては、取締役会から諮問を受けた、社外役員が過半数を占める任意の指名・報酬委員会において審議し、委任の本旨に基づき、当社の経営理念を十分に理解し、更なる社業の発展への貢献が期待でき、管掌部門の問題を的確に把握し他の役員と協力して解決にあたる能力と十分な経験を有し、善良なる管理者として法令及び企業倫理の遵守に係る見識を有すること等を総合的に判断し、取締役会の合意を経て選任及び指名を行っております。

監査役候補につきましては、経営理念に基づき、取締役の職務の執行を中立的・客観的視点から監査を行い、取締役の法令又は定款違反を未然に防止するとともに当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、並びに経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選任及び指名を行っております。

社外取締役及び社外監査役につきましては、東京証券取引所が定める独立性の判断基準を尊重するとともに、専門的な知見と経験に基づく客観的かつ適切な経営の助言・監督又は監査の役割が期待され、利益相反が生じる恐れがないこと等を基本的な考え方として、選任及び指名を行っております。

取締役及び監査役の解任につきましては、職務執行に不正、重大な法令・規則違反等があった場合または上記の選任基準を満たさなくなった場合等は、取締役会において解任すべき理由を明らかにした上で、任意の指名・報酬委員会に諮問し、その答申を反映した上で、取締役会が解任すべき正当な理由があると判断したときは、法令に従い、株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって解任いたします。

(5) 取締役・監査役候補の選任理由につきましては、株主総会招集通知に、略歴とともに、記載しております。また、取締役・監査役の解任を提案する場合におきましても、株主総会招集通知において、その理由を説明致します。

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会において、取締役会規則に定める株主総会に関する事項、経営一般に関する重要事項、株式及び社債に関する重要事項、組織、人事に関する重要事項、取締役会及び取締役に関する重要事項並びに業務執行に関する重要事項等を決定しております。また、業務執行取締役などの経営陣に委ねる範囲につきましては、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規定等において明確に定めております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、複雑に変化する事業環境に適切に対応し、中長期的な企業価値の向上、経営上の方針や重要事項の決定及び取締役の職務執行の監督の役割を適切に果たす観点から、全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模が最適となるよう努めております。

なお、取締役の選任に関する方針につきましては、原則3-1(5)に記載のとおりであり、この方針に基づき、取締役会から諮問を受けた、社外役員が過半数を占める任意の指名・報酬委員会において審議し、取締役会の合意を経て候補者を選定し、株主総会において選任されております。

【補充原則4-11-2】

当社の社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために、必要かつ十分な時間と労力をその業務に充てております。全ての業務執行取締役及び常勤監査役は他の上場会社の役員を兼任しておらず、当社の取締役及び監査役の業務に専念する体制となっております。なお、社外取締役及び社外監査役の他の上場会社での役員の兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4-11-3】

当社では、取締役会として、社外取締役や監査役などの意見を踏まえたうえで、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っております。具体的には、監査役を含む取締役会メンバーを対象に、取締役会の実効性や運営方法等について、アンケート形式による自己分析及び評価を実施しております。

その結果、当社の取締役会は概ね適切に機能しており、取締役会の実効性は確保されているとの評価を得ております。今後ともさらなる改善を行うことで、取締役会全体の実効性向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2】

当社では、取締役・監査役がその職務と責任を理解し、期待される職責を十分に果たせるように必要な研鑽を積むことを推奨しております。取締役及び監査役は、各自の所属する団体又は外部のセミナーや勉強会に参加し、知識や能力の向上を図るなど、随時トレーニングを行っております。また、会社の主催による、取締役及び執行役員を対象とした外部コンサルタントや顧問弁護士による研修をそれぞれ年1回以上行っております。なお、それらのトレーニングに必要とされる費用につきましては、基本的に会社が負担することとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主からの対話(面談)の申し込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応いたします。その体制として、経営企画部をIR担当部署、総務部を株主担当部署に定めており、株主からの対話(面談)申し込みについては、経営企画部と総務部が連携して対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イムラ封筒社員持株会	799,552	7.45
井村 優	415,500	3.87
有限会社ケイ・アンド・アイコーポレーション	385,250	3.59
井村 達男	367,000	3.42
有限会社アイ・エム興産	358,750	3.34
井村 守宏	356,000	3.31
井村 美和	300,000	2.79
日本紙パルプ商事株式会社	300,000	2.79
井村 光一	279,000	2.60
井村 美保子	254,500	2.37

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	1月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針**5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情**

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
白田 敬	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白田 敬			これまでの経歴において、金融機関における豊富な経験に加え他社の経営にも携わるなど、企業経営に関する相応の知見を有しており、客観的・中立的な立場から、その幅広い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断しております。 なお、当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、従いまして当社との関係において「独立性」を備えており、独立役員として会社及び株主の利益を損なう恐れはないものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	2	2	1	0	2	その他
報酬委員会に相当する任意の委員会								

補足説明

「その他」欄の2名は、社外監査役であります。
また、委員長は指名・報酬委員会の決議により選任しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査部は監査役会とともに、監査計画についての意見交換や、四半期レビュー及び期末監査の実施結果などについて会計監査人より定期的に報告を受けるほか、会計監査人が必要とする情報を随時提供するなど、十分な連携を確保しております。また、経営企画部CSR課は、財務報告に係る内部統制報告制度の対応窓口として、評価範囲および監査スケジュールについて会計監査人と協議し、内部統制評価テストの進捗状況に応じて、監査が円滑に進められるよう、適宜連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田 拓幸	公認会計士													
清水 健一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 拓幸			これまでの経歴において、公認会計士、税理士の資格を有しており、また他社の社外役員を務めるなど企業経営に関しても相当の知見を有しております。また、社外監査役に就任以来、これまでも取締役会においてその幅広い知見を活かし、独立した見地から、適宜、適切な意見を表明されております。今後も中立・公正な立場から、経営に関する適切なモニタリングを実施されるものと判断しております。 なお、当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、従いまして当社との関係において「独立性」を備えており、独立役員として会社及び株主の利益を損なう恐れはないものと判断しております。
清水 健一		同氏は、過去において日興ビジネスシステムズ株式会社の代表取締役社長を務めておりました。当社は同社との間で通常の営業取引がありますが、取引額は当社の連結売上高の1%未満であり、金額的重要性に乏しいことから、同氏の当社からの独立性を損なうものではないと判断しております。	これまでの経歴において、他社の経営に携わるなど、企業経営に関する豊富な実績と見識を有しております。これまでも取締役会においてその幅広い見識を活かし、社外監査役として独立した見地から、適宜、適切な意見を表明しております。今後も中立・公正な立場から、経営に関する適切なモニタリングを実施されるものと判断しております。 なお、当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、従いまして当社との関係において「独立性」を備えており、独立役員として会社及び株主の利益を損なう恐れはないものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

平成28年度より株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的としていることから、取締役(社外取締役を除く)を対象としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成29年度における取締役に対する報酬等は、次のとおりであります。
取締役11名の総額 157百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の額は、取締役会から諮問を受けた、社外役員が過半数を占める任意の指名・報酬委員会において業績、株主配当や従業員賃金との均衡、社会情勢などを考慮の上、審議を行い、取締役会において決定しております。また、監査役の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

なお、平成12年4月開催の第50期定期株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内(使用人兼務取締役の使用人給とは含まない。)、監査役報酬限度額は年額50百万円以内と決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役には当社の経営上の意思決定状況、業務執行体制について、可能な限り客観的な意見を表明してもらうべく、取締役会、当社の重要な常設会議の常務会に毎回出席してもらうこととしております。そのため予め出席可能なスケジュールリングを行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
井村 達男	相談役	長年にわたり当社の経営に携わった経験・知見を活かし、経営その他の事項に関する相談要請に応じた助言	勤務形態:常勤 報酬の有無:有	2003/4/24	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

相談役または重要な顧問の委嘱及び解任は、取締役会において審議、決定しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

経営の意思決定を行う機関として、取締役会を設置しております。取締役会は原則毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項、経営事項の決定ならびに業務執行の監督を行っております。

さらに、取締役・監査役・執行役員が出席する常務会では、経営に関する基本戦略・重要事項の審議ならびに業務執行に関する決定を行っております。特に重要な事項は取締役会において決定することとしております。

会計監査人の監査状況

業務執行した公認会計士の氏名は次のとおりであります。

業務執行社員 徳丸 公義(仰星監査法人)

業務執行社員 田邊 太郎(仰星監査法人)

(注)継続関与年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

会計監査業務ならびに内部統制監査業務に係る補助者の構成は、次のとおりであります。

公認会計士4名、その他3名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会設置会社であり、意思決定の迅速化と公正化を目的に取締役会構成員数を決定しております。

平成30年4月27日現在、取締役会は取締役11名で構成しており、うち1名が独立性を有する社外取締役であり、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築しております。また、監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名の3名で構成されており、取締役会および常務会には常に出席しており、必要に応じて自由に監査役としての意見を述べる体制になっております。

会社の実情に応じた効率的な経営・執行体制の確立の一方で、効果的な監査体制としては、社外監査役を含む監査役会が経営監視機能を十分に果たす体制として有効であると判断し、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を選択しております。

さらに、平成15年より、執行責任の明確化を目的に執行役員制度を導入しております。

この体制はこれまで十分に経営監視機能を発揮しておりますので、今後も現状の取締役・監査役制度を基本に、コーポレート・ガバナンスの充実に図ってまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう、適時に適切な情報開示を行うとともに、株主が総会議案について十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知の早期発送にも取り組んでおります。
その他	株主総会におきましては、株主との建設的な対話の場であることを認識し、映像やナレーションを利用することで、株主の視点に立って、よりわかりやすく、株主が適正に権利行使ができるよう配慮しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社HPにおいて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	必要と思われる際に適宜開催することとしております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	必要と思われる際に適宜開催することとしております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社HP内IR情報コンテンツ(http://www.imura.co.jp/ir)において、決算短信をはじめ、適時開示情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動はISO14001の認証取得を全社で取得し、環境マネジメントを実施しております。 また、品質面では、ISO9001の認証取得を全封筒製造工場並びにメーリングサービス事業の1拠点において取得しております。加えて、情報セキュリティ面では全社でプライバシーマークの認証を取得するとともに、メーリングサービス事業の2拠点並びに情報システム事業部においてISO27001(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得するなど幅広くCSR活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社HP、報告書、社内報など、幅広い情報提供に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの構築に関する基本方針

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という)は、(当社グループの事業活動に関連するあらゆる)法令及び定款に基づき、適正に会社運営を行うため、企業行動憲章の他、例えば組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、諸管理規程等の規程類を定め、取締役及び使用人はこれらの規程類に則り職務を遂行する。
 - (2) 当社グループの取締役会は、原則として月1回以上これを開催し、取締役会規則の定めに従い、法令及び定款に適合することを確認した上で業務執行についての重要事項を決定する。
 - (3) 当社グループの取締役及び使用人が業務執行に際し、法令及び定款の遵守がより一層図られる体制を整備するため、当社総務部にCSR課を設置する。
 - (4) 業務の執行に関して、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款に違反し、社会並びに当社に不利益を及ぼす疑いのある事象を発見した場合に、通報できる窓口を設置するなど、内部通報制度を整備する。
 - (5) 当社グループは、反社会的勢力と一切の関係を排除し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための体制を構築する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報(株主総会議事録、取締役会議事録、常務会議事録等)は、取締役会規則、常務会規則、文書管理規程、情報セキュリティマネジメント規程等の定めに従い記録した後、適切に保存及び管理する。
 - (2) 取締役及び監査役は、記録された情報を常時閲覧できるものとする。
 - (3) 法令、証券取引所の適時開示規則及び重要情報管理規程に則り、開示すべき情報は、速やかに開示を行う。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社グループは、事業等のリスクに関しては、当社担当取締役の管掌のもと、リスク管理委員会が、リスクアセスメントを行い、予防・対策の立案、実施、見直しを継続的に実施する体制を整備する。
 - (2) 当社グループの情報セキュリティリスクに関しては、当社担当取締役管掌のもと、情報セキュリティ委員会が、情報セキュリティマネジメント規程及び情報セキュリティ取扱細則に従い、情報の機密性、完全性、可用性を確保する体制を整備する。
 - (3) 当社グループの災害リスクに関しては、当社リスク管理委員会の主導で、危機管理規程に基づく事業継続計画を策定し、管理体制を整備する。さらに、事業継続計画が有効に機能するか、有事を想定し定期的に教育並びに模擬訓練を実施する。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社グループの取締役会は、経営上の重要な意思決定及び職務執行の監視を行う。また、必要に応じて各種委員会等で事前協議の上、決議機関に上程することで職務執行の効率を確保する。
 - (2) 当社は取締役会の機能を強化するため、執行役員を加えた常務会を月1回以上開催し、業務執行に関わる意思決定を機動的に行う。
 - (3) 当社グループの取締役会は、中期経営計画を策定し、それに基づく年度計画・予算の審議、決定を行う。
 - (4) 当社グループ取締役会決議に基づく業務執行は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等により、それぞれの部門の責任者が適切に権限委譲する。
5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は企業集団における業務の適正を確保するため、子会社担当取締役が子会社の自主性を尊重しつつ関係会社管理規程に基づき、子会社を統括する。
 - (2) 子会社担当取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、子会社に四半期ごとに経営状況の報告を求め、必要に応じて訪問指導する。
 - (3) 監査部は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役社長に報告の上、必要に応じて被監査部門の責任者に対して、内部統制の改善策についての助言を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役は代表取締役と協議をし、補助すべき使用人を指名することができる。
 - (2) 指名された補助使用人の指揮権は、補助すべき期間中、監査役に委譲されたものとし、当該期間中の補助使用人の評価は監査役が行う。
 - (3) 補助使用人の解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定する。
7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査役に対して、法令に定める事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度に基づく通報状況及びその内容を速やかに報告する。
 - (2) 当社グループは、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制を構築する。
 - (3) 子会社の監査役が、当該報告を受けた場合には、当社の子会社担当取締役及び監査役会に報告する体制を構築する。
8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に明らかに必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び常務会に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - (2) 監査役は、取締役及び執行役員等重要な各使用人との個別ヒアリングの機会を定期的に設けるとともに、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

内部統制の整備状況

当社は、正確で効率的かつ円滑な業務の運営を図るため、その指針となる経営の基本事項、業務組織あるいは業務の運営、管理などに関する規程を整備し、その運用状況につきましては、監査部において業務執行状況のモニタリングを実施するとともに、改善を重視した助言・勧告なども含めて、その結果を速やかに報告する内部監査体制を整えております。

また、総務部CSR課において、財務報告に係る内部統制報告制度の対応として、当社および当社グループにおける全社レベルの統制、業務プロセスレベルの統制・運用に関するサポートを行っております。

業務執行に関わる内部監査の整備状況

当社は社長直轄の監査部を設置し、年間の監査計画に基づいて、業務執行状況のモニタリングを実施しております。

また、財務報告に係る内部統制の評価につきましては、監査部は、社内の各部門から内部監査人を選任して内部統制に関する評価テストを実施するほか、担当部署が行う自己監査の結果を監査部が評価することにより、その有効性を確認しております。

監査役監査の状況

当社監査役は、監査役会で定めた監査役監査基準に則り、監査実施計画および業務分担等に従い、取締役会、常務会、その他社内の重要会議に出席するほか、代表取締役社長をはじめとした経営陣幹部との定期的な意見交換や業務、財産の状況の調査、重要な稟議決裁・報告の閲覧等を通じて、取締役の業務執行について監査を行っております。

会計監査の状況

当社は、仰星監査法人と監査契約を締結し、会社法、金融商品取引法に基づく会計監査ならびに内部統制監査を受けております。

なお、会計監査の一環として、次のとおり監査および報告等を受けております。

1. 監査の結果は、経営者とのディスカッションおよび監査報告会で報告されております。
2. 各事業所への訪問監査や電算システムの管理・運用状況に関するヒアリングおよび工場における決算たな卸立会等を通じて、財務報告に係る内部統制の検証を行っております。
3. 重要な会計的課題について、個別案件ごとに会計処理の適正性等の助言を随時受けております。

リスク管理体制の整備状況

当社は、事業に関する全てのリスクを適切に管理・統制することは、経営の安定且つ継続的な成長および経営資源の保全を図る上での重要課題と認識しております。これを踏まえ、危機管理規程、重要情報管理規程、情報セキュリティマネジメント規程等を整備するとともに、常務会直轄の“リスク管理委員会”を設置し、リスク管理に関する情報交換や問題点の収集・調整等、リスク管理体制の継続的な改善を図っております。また、特に情報セキュリティに関する対策・モニタリングについては、“情報セキュリティ委員会”を設置し、管理・統制を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、取引防止に努めることを基本方針とし、その対策を以下の通り整備しております。

(1) 社内規則の整備状況

当社グループでは、反社会的勢力との関係遮断を『イムラ封筒グループ 企業行動憲章』に定めております。

(2) 対応統括部署について

当社グループでは、総務部を反社会的勢力対応の統括部署と定め、反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理しております。

(3) 外部の専門機関との連携状況

当社グループでは、緊急時における警察への通報、弁護士等への相談を必要に応じて実施するなど、外部の専門機関と連携の上、反社会的勢力対応を行っております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

当社では、具体的な対応マニュアルに加え、反社会的勢力対応規程並びに反社会的勢力対応細則を定めております。

(5) 研修活動の実施状況

当社では、総務部員が定期的に外部講習等に参加し、当社グループ内への情報提供および周知活動を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は投資家層の拡大並びに株式流通の活性化を図ることが当面の課題であると認識しております。買収防衛策につきましては、業績向上による企業価値増大に取り組むことを最優先課題とし、一般的な買収防衛スキームは採用いたしておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

事業継続計画への取り組み状況

当社は、危機管理規程に基づいた会社幹部で構成されるリスク管理委員会を定期的開催し、各事業のリスクアセスメントを実施しております。また、地震災害への対応を中心とした事業継続計画を策定いたしました。その中で、緊急災害時に事業継続もしくは事業を早期復旧するための体制整備は、以下のとおりとなっております。

(1) 対策本部の設置

緊急災害時、危機管理規程で定めているレベルに達した災害の場合は、事前に同規程で定めた意思決定権限により、最高意思決定機関として対策本部を設置します。

(2) 安全確保

当社では、従業員の安否を早急に確認し、事業継続への人員を維持するために、安否確認システムを導入しており、定期的に、全社及び部門別に模擬訓練を実施しております。

(3) 生産移管

当社の封筒製造工場及び協力会社は、東地区と西地区に生産拠点を分散させ、同等レベルの機械設備を整備し、生産移管することにより可能な限り商品の供給を継続します。

(4) 本社の代替

大阪本社基幹システムがダウンした場合においては、東地区にて復旧する体制を整えています。

(5) 通信手段の確保について

従業員向けには安否確認システムによる従業員への情報発信を行います。

また、拠点事業所においては緊急連絡用通信機として広域通信無線機を配置し、災害時の拠点間における通信手段を強化しております。

適時開示体制の概要

(1) 内部情報管理体制

当社の従業員及び役員等の内部取引に関しましては、「重要情報管理規程」により、職務に関して知り得た重要事実の取り扱い及びその管理について、当社の従業員及び役員等の遵守すべき事項を定めております。

当該規程において当社の従業員及び役員は、金融商品取引法の趣旨を理解するとともに、関係法令及び本規定を遵守するよう教育しております。

また、重要情報に関しましては、所定の書式(重要情報管理報告書)により情報取扱責任者に報告され、内部情報を厳重に管理する体制を整備しております。

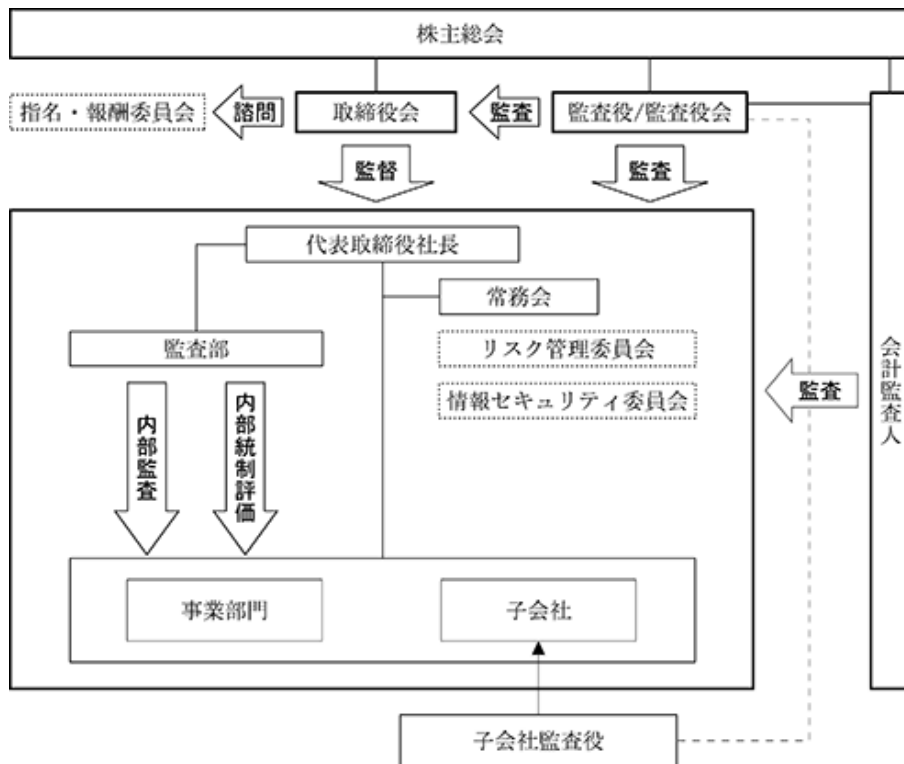
(2) 適時開示体制

内部情報の適時開示につきましては、「重要情報管理規程」により、内部情報に該当するか否かの決定及び公表時期の決定を情報取扱責任者にて一元管理し、取締役会で決定するよう定めております。

また、適時開示規則において開示義務がないとされる情報についても、投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断したものについては、上記と同様の手続きで任意開示を行っております。

なお、適時開示(任意開示を含む)を決定した際には、社内規程に基づく自社株売買規制、情報保有者に対する情報管理の指示等、適切な対応を行っております。

開示情報につきましては、経営企画部にて開示資料(証券取引所宛開示資料・プレスリリース資料)の手配及び開示手続きを行うとともに、開示時刻経過後に社員への告知及び総務部にて自社のHPへの公開を行っております。



(情報開示の社内体制)

